

第 6 8 号 議 案

東京都台東区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提 案 理 由 )

この案は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正に伴い、審査会の意見聴取等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部  
を改正する条例

東京都台東区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成5年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条に規定する審査請求人には、この条例の規定による改正前の第7条に規定する不服申立人を含むものとする。